

# コープしが商品政策

2017年4月4日改定

コープしがは

『“みんなの” “いつもの” 暮らしと社会に役立つ、生協商品』をお届けします

## 商品政策の4つの柱

1. “みんなの” “いつもの” 暮らしに役立つ商品を安定的にお求めやすく提供します
2. 取り扱う商品全ての安全・安心を最重点に、品質保証に努めます
3. 生産者・組合員の交流や地域の連携を大切に産直・地産地消をすすめ、食料自給率の向上や環境保全・循環型農業の推進を図り、地域振興と社会貢献を目指します
4. 組合員の参加と声を大切に、商品・商品政策の見直しや多彩な商品活動をすすめます

## 1. “みんなの” “いつもの” 暮らしに役立つ商品を安定的にお求めやすく提供します

(1) 食の安全と安心を前提に、“いつもの” 暮らしに必要な商品を確かな品質とお求めやすい価格で、協同の力を発揮し将来にわたって提供します。

① コープきんきや日本生協連※1 と協同し“多くの生協の組合員”の“大きな利用の力”によって、暮らしに必要な商品での確かな品質とお求めやすい価格を実現します。

② 暮らしに必要な商品は組合員一人ひとりの願いや暮らしの変化によって、その価値が異なります。それぞれの暮らしにあった商品の提供が重要です。組合員の声を聴き、たえず商品や品揃えを見直し、改善に努めます。

(2) CO・OP商品※2・産直商品をコープしがの柱に商品配置し、正確でわかりやすい商品情報を発信・表示しながら組合員の利用を広めます。

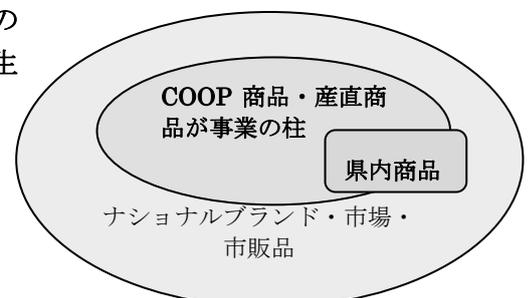
① 商品を選択する間口は広くもち、組合員がCO・OP商品や産直商品を納得して選べるように努力し、利用を広げます。

② 市場・市販で利用の多いNB（ナショナルブランド）品なども、食の安全・安心を大前提に品揃えします。

③ 主要な原材料、使い方など、選びやすくわかりやすい商品表示を行うことで、商品を選択できるようにします。また、コールセンターやインターネットを通じて、原材料、食品添加物、原産地等の詳細な商品情報を知ることができる環境を整備します。

(3) CO・OP商品は、「安全性の確保」・「確かな品質」・「お求めやすい価格」を3つの基本的価値と位置づけ、多くの組合員が利用するふだん使いの商品を重点に、商品から得られる心地よさ、満足感を大切にし、「美味しさ」「健康配慮」「便利さ・使い良さ」「楽しさ・心地よさ」「環境配慮」「食と食料への配慮」「人と社会への配慮」の価値を追求します。

(4) 産直商品は、「安全で安心な商品を食べたい」との組合員の願いを実現するために、生産者と生協が直接手を結んで生まれた商品です。生産者とともに「安全安心」「よりよい品質」「適正な価格」による「安定供給」を目指しています。



**(5) 様々なくらしのニーズに対応した商品配置を行います。**

- ① 世代のニーズには、世帯利用高の高いファミリー層を中心に、子育て層、シニア層、シルバー層にも対応する商品配置を行います。
- ② 滋賀県・地域のニーズには、県内生産者・JA との提携の中で、県内・地場産の商品開発や、品揃えをすすめます。

※コープきんき事業連合では組合員を4つの年代別に分類して利用動向などを分析しています。  
□子育て層：組合員が20～39歳。家族人数3～4人、家族構成は夫婦と小学生までの子ども。  
□ファミリー層：組合員が40～54歳。家族人数3～4人、家族構成は夫婦と小学生～高校生までの子ども。  
□シニア層：組合員が55～69歳。家族人数2～3人、家族構成は夫婦と成人の子ども。  
□シルバー層：組合員が70歳以上。家族人数2～3人、家族構成は夫婦と成人の子ども。

**2. 取り扱う商品全ての安全・安心を最重点として、品質保証に努めます**

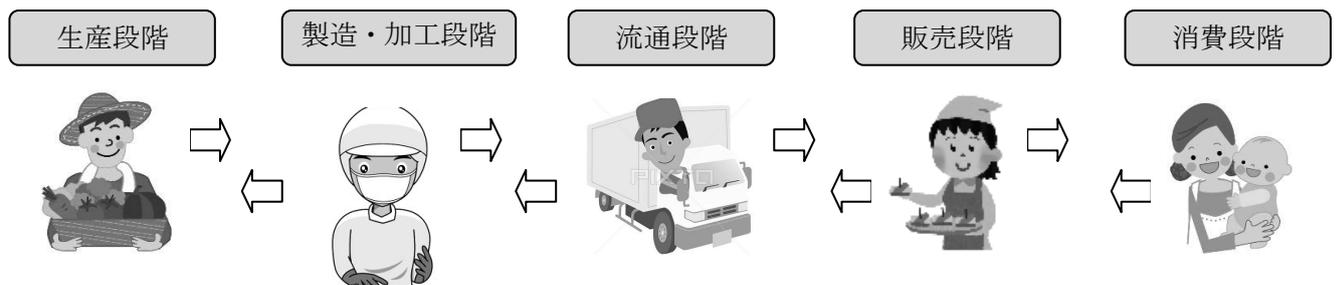
**(1) 商品事業の姿勢として「正直・誠実」に、商品の「安全（品質保証）」に取り組むことで、組合員の評価としての「安心」を大切にします。**

- ① 日本生協連、コープきんきと連携し、科学的な評価に基づく必要な基準を定め運用します。
- ② 組合員からのお申し出・商品苦情の情報を生協全体で収集・監視し、重大事故の予兆を見逃さず、適切な初期判断、事故の未然防止に努めます。商品事故発生時には商品クライシス対応マニュアルに基づき、迅速かつ正直・誠実に対応します。



**(2) 食品の生産から、流通、消費に至る流れ（フードチェーン）全体で安全性の確保に取り組みます。**

- ① 食品の安全性の確保は、国内生産、海外生産問わず、生産、加工・製造、流通・販売、消費にわたるフードチェーン全体で、リスク（危害要因）を分析し、リスクに応じた対策を立て、管理することで実現します。



- ② 生産者や取引先とのパートナーシップを大切に、フードチェーン工程の点検や商品検査等を行い、確かな品質を確保します。

- ③ コープしがの物流センター、配送センターへの防犯カメラの設置、コールセンターの設置やお届け商品のセーフティーカバー・安心シールの対応など、安心して利用できる取り組みを進めます。

### 3. 生産者・組合員の交流や地域の連携を大切に、産直・地産地消をすすめ、食料自給率の向上や環境保全・循環型農業の推進を図り、地域振興と社会貢献を目指します

#### (1) よりよい産直（産地直結）を目指して、産直政策に基づき事業活動、広報活動、交流活動を進めます。

- ① お互いのパートナーシップをはかり、継続した取り組みができるよう 5 つの産直規準※3 に基づき産直を推進します。
- ② よりよい産直をめざして、品質保証の強化を図ります。  
産直の主体となる農産物は生協版適正農業規範※4 など、全国の生協標準の農産物品質保証システムの導入を行い、品質の向上に努めます。
- ③ 産直を学び、知らせ、利用につながるように、産直ブランドを強化します。  
支持を高めるため、農薬の使用が少ない「コープ安心 野菜」・「コープ安心 果物」・「コープ安心 米」※5 や、産直畜産物の品質向上をめざし、認証・取り扱い基準を再整備し、わかりやすく表示し産直の普及をはかります。

#### (2) 食料自給率の向上や環境保全・循環型農業の推進を図り、地域振興と社会貢献を目指します。

- ① 食料自給率の向上を目指して、地場産・滋賀県産の農産・水産・畜産物の普及につとめ、「地産地消」の推進をはかります。

- ② 主食のご飯や米粉を使った商品、家畜の飼料としての飼料米の利用など、滋賀県の主要作物である米の消費拡大に取り組みます。

米の消費拡大の取組	
	主食用米の消費拡大
	非主食用米の消費定着 ・飼料用米給与畜産物（牛・豚・たまごなど） ・米粉使用食品

- ③ 生産者（団体）や地域と協力して、環境に配慮した生産をすすめます。また、地域の関係事業者と共同し地域ぐるみで総合的・安定的な食料生産への取り組みに参画していきます。

### 4. 組合員の参加と声を大切に商品・商品政策の見直しと多彩な商品活動をすすめます

- ① 社会やくらしをとりまく情勢、組合員の要望や願いから商品・商品政策、そして商品の企画展開の見直しをたえず行います。また利用の場、活動の場から商品の良さを聴き、話し合い、つないでいくことを通じて、組合員と一緒に商品を育てていくことを大切にします。
- ② 産地見学や産直交流を推進し、商品の良さを確かめるとともに、組合員の参加による県内商品・産直商品づくりを行います。
- ③ 注文書、インターネットなどを活用し幅広い組合員への商品モニタリング調査を行い、利用普及活動や商品の見直しに活かします。

- ④ 食の学習会や、食のイベント、農業体験など産地・取引先と協力し、「たべるたいせつ・食育」の取り組みを地域に広げます。

## ■用語解説及び資料

### ※1【日本生協連】

日本生協連（正式名称：日本生活協同組合連合会）は、消費生活協同組合法（通称：生協法）に基づく全国の生協の連合会です。CO・OP商品の開発と会員生協への供給事業、通販事業の展開、消費者の立場に立った食品の安全行政や消費者行政の実現と強化、平和・環境・福祉をめぐる活動や事業、全国各地で進む生協間の事業分野での提携や地域（エリア）連帯の推進などに取り組んでいます。

### ※2【CO・OP商品】

日本生協連が開発した「安全」「信頼」のブランド商品で、生協組合員しか利用することができません。その中にはエリア開発（コープきんき事業連合共同開発）商品として、エリア（地域）でしか利用できない商品もあります。すべて販売元は日本生協連です。

### ※3【5つの産直規準】（詳細は産直政策を参照してください。）

- ① 産地・生産者、栽培方法、流通方法を明確であること
- ② 記録・点検・検査による追跡調査が可能な仕組みがあること
- ③ お互いの対等・自立を基礎として生産者とのパートナーシップを確立すること
- ④ 持続可能な生産と環境に配慮した事業を推進すること
- ⑤ 組合員の要望にもとづく多面的な組合員参加を推進すること

### ※4【生協版適正農業規範】

栽培記録、農薬・化学肥料管理、出荷管理など分野別に構成されたチェックリストを使用。

「農薬の対象品目や用量・希釈倍率・回数・散布日に問題がないか」「農機具の修理記録はあるか」「作業者の健康診断記録はあるか」など、設問は細部にわたります。「○」にならなかった項目はお互いに確認し、改善につなげます。

### ※5【「コープ安心 野菜」「コープ安心 果物」「コープ安心 米」】

「コープ安心 野菜」・「コープ安心 果物」：コープしながが定めた基準を満たした農産物。栽培仕様が明らかで化学合成農薬と化学肥料が慣行栽培の5割以下（果樹は7割以下）で栽培された農産物です。

「コープ安心 米」：コープしながが定めた基準を満たした農産物。栽培仕様が明らかで、農薬の使用量が慣行栽培の5割以下で栽培された米です。